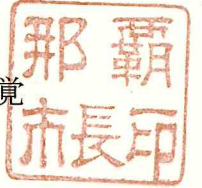


那 覇 市 公 告 第 16 号
令 和 7 年 4 月 7 日

随意契約の公表

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第 21 条の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 知念 覚



契約を締結した後

契約内容（役務の名称及び数量）	役務：令和7年度 那覇市立教育研究所清掃業務委託
契約相手方の決定方法 又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低いものと契約を締結する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 業務の円滑な履行（トイレトーパー、洗剤等消耗品の提供も含む）が可能であること。 3 本市在住の障がい者の自立・自助支援を展開し、組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉団体であること。 4 本市と同種の契約実績があること。また、業務の履行が可能であると認められること。
契約相手方の氏名及び住所	社会福祉法人 蒼生の会 ネットワークそうせい 理事長 嵩西 正明 那覇市首里末吉町 1 丁目 152 番
契約金額	1, 1 2 6, 8 6 3 円（消費税及び地方消費税含む）
契約理由	契約を締結する前に設定した選定基準に該当する団体から提出された見積書の結果による。